

2011年2月16日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—中華人民共和国国務院公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第149号)

国務院、外資M&Aに対する安全審査制度を公布 ～重要産業に対する外資M&Aの審査を厳格化～

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国・国務院は2011年2月3日付で、『外国投資家による国内企業の合併・買収に係る安全審査制度確立についての通達』(国発[2011]6号、以下、『通達』という)を公布しました。『通達』は、外国投資家による中国企業の合併・買収に対して、一定の条件に該当する場合、安全審査制度を義務付ける旨、規定したものです。安全審査の対象となるのは、軍事関連企業や軍事施設周辺企業、重要農産品、重要エネルギー・資源、重要インフラ施設、重要運輸サービス、基幹技術、重大装備製造といった中国の国防や重要産業に関わる業種。『通達』は公布日の30日後から実施されます。

中国政府は昨年4月、『外資利用業務をより一層遂行することに関する若干の意見』(国発[2010]9号、以下、『意見』という)を公布し、外資導入政策に関する基本方針を明示。『意見』では外商投資企業の設立・変更に係る手続簡素化や外資による国内企業の合併・再編への参与奨励といった規制緩和策を挙げる一方、独占禁止に係る審査の実施や外資のM&Aに対する安全審査制度の導入を示唆するなど、外商投資に関する法規制の整備についても言及していました。

『外資利用業務をより一層遂行することに関する若干の意見』

- (12) 外資が資本参加、合併・買収等の方式により国内企業の改組、改造および合併、再編に参与することを奨励する。A株上場会社が国内外の戦略投資家を導入することを奨励する。外資による国内証券投資および企業の合併・買収への参与を規範化する。法に基づき独占禁止に係る審査を実施し、併せて外資の合併・買収に係る安全審査制度を速やかに確立する。

『通達』では、『意見』で言及した外資M&Aに係る安全審査制度について、その対象となる業種や審査・承認手続について具体的に規定した。上述の国防や重要産業に係る外資M&Aは、関連当局によって組織される「連席会議」によってその安全性が審議され、認可を受けた後に実施可能となります。「連席会議」の具体的な審査業務は国家発展改革委員会および商務部が中心となって実施し、外国投資家による安全審査に係る申請に対しては、商務部が窓口となって対応する旨、規定しています。

中国政府は外資M&Aや独占禁止に関連する規定の整備を進めており、2008年の『独占禁止法』や『事業者集中の申告基準に関する規定』(国务院令第529号)の施行にあわせ、2009年6月に改訂版『外国投資家による国内企業の合併・買収に関する規定』(商務部令2009年第6号、以下、『規定』という)を公布。外資のM&A規定における独占禁止に係る条項について改訂を行い、外国投資家が一定の基準に該当するM&Aを実施する場合、商務部への事前申告が必要な旨を明確にしました。

一方、外資によるM&Aの安全審査制度については、『独占禁止法』や『規定』において一部言及されているものの、申請・承認手続についてはやや具体性に欠けており、関連当局の対応が待たれていました。

『独占禁止法』

第31条 外資が国内企業を合併・買収する場合、またはその他の方法で経営の集中に参加し、国の安全に関わる場合、本法の規定に基づき事業者の集中を審査するほかに、さらに国家関連規定に基づき国家安全審査を実施しなければならない。

『外国投資家による国内企業の合併・買収に関する規定』

第12条 外国投資家が国内企業を合併・買収しかつ実質的支配権を取得する際に、重点業種、国の経済・安全に影響を与える、もしくは影響を与える可能性のある要因が存在する場合、または著名商標もしくは中華老舗の商号を有する国内企業の実質的支配権の移転をもたらす場合、当事者はこれについて商務部に申告しなければならない。

『通達』の公布に伴い、安全審査に関する申請・承認手続が規定され、外資M&Aに係る手続の明確化が図られたこととなります。

中国政府は近年、外資導入に関して、ハイテク分野や省エネ・環境保護産業への外資導入を奨励する一方、「二高一資」と呼ばれる高エネルギー消費、高汚染などに関するプロジェクトを抑制する方針を示しており、外資導入の「量」から「質」への転換を推進する動きが見られます。同時に、外国企業による中国大手企業の買収案件について、独占禁止法に抵触する恐れがあるため認可しないケースがあるなど、中国政府は大型の外資M&A案件については慎重な姿勢を示していました。

独占禁止や安全審査に係る規定を公布することにより、外資M&Aに関する環境整備を行い、実務上の透明・公正化を図る一方、外資による重要産業への参入に対してはより厳正に対応する中国政府の姿勢が浮き彫りになったのではないかと考えられます。

『通達』の詳細につきましては、以下をご参照ください。

□ 合併・買収に係る安全審査の対象業種・取引

外国投資家による国内企業の合併・買収に係る安全審査(以下、「合併・買収に係る安全審査」という)の対象となる業種には、以下の状況が含まれます(『通達』第1条第1項)。

- ✓ 外国投資家が軍事および軍事関連企業、重点・敏感軍事施設周辺企業、ならびに国防・安全に関係するその他の単位を合併・買収する場合。
- ✓ 外国投資家が国内の国家安全に関係する重要農産品、重要エネルギーおよび資源、重要インフラ施設、重要運輸サービス、基幹技術、重大装備製造等の企業を合併・買収し、かつ実質的支配権が外国投資家により取得される可能性がある場合。

また『通達』では、合併・買収に係る安全審査の対象となる取引について、以下のように規定しています(『通達』第1条第2項)。

- ✓ 外国投資家による国内の非外商投資企業の持分を買収すること、もしくは国内の非外商投資企業の増資を引き受けることにより、当該国内企業を外商投資企業として変更・設立すること。
- ✓ 外国投資家が国内の外商投資企業の中国側株主の持分を買収すること、もしくは国内の外商投資企業の増資を引き受けること。
- ✓ 外国投資家が外商投資企業を設立し、併せて当該外商投資企業を通して国内企業の資産を買収することに合意かつ当該資産を運営すること、もしくは当該外商投資企業を通して国内企業の持分を買収すること。
- ✓ 外国投資家が直接国内企業の資産を買収し、かつ当該資産投資により外商投資企業を設立して当該資産を運営すること。

さらに「外国投資家による実質的支配権の取得」とは、「外国投資家が合併・買収を通して国内企業の支配株主もしくは実質的支配者となること」を指すとし、具体的には以下の状況を含むと規定しています(『通達』第1条第3項)。

- ✓ 外国投資家およびその支配親会社、支配子会社が合併・買収後に保有する株式総額が50%以上になる場合。
- ✓ 複数の外国投資家が合併・買収後に保有する株式総額の合計が50%以上になる場合。
- ✓ 外国投資家が合併・買収後に保有する株式総額は50%に満たないが、それが保有する株式によって享受する表決権が株主会もしくは株主総会、董事会の決議に対して重大な影響を与えるに足る場合。
- ✓ 国内企業の経営政策決定、財務、人事、技術等の実質的支配権が外国投資家に移動するその他の状況。

□ 合併・買収に係る安全審査の内容

『通達』では、合併・買収に係る安全審査の内容に関して以下の項目挙げており、安全審査では国防や国の経済・基本生活秩序、国の基幹技術や研究開発能力に影響を及ぼすか否かについて審査する旨、明確にしています。

- ✓ 合併・買収取引が、国防に必要とする国内の製品生産能力、国内のサービス提供能力および関連設備・施設を含む国防・安全に与える影響。
- ✓ 合併・買収取引が、国家経済の安定的運営に与える影響。
- ✓ 合併・買収取引が、社会基本生活秩序に与える影響。
- ✓ 合併・買収取引が、国の安全基幹技術の研究開発能力に与える影響。

□ 合併・買収に係る安全審査の手続

『通達』では、合併・買収に係る安全審査に対して、関連当局によって組織される「連席会議」制度を導入し、国家発展改革委員会と商務部が中心となり外資の合併買収に関連する安全審査業務を実施し、外国投資家の申請窓口は商務部が担当するとしています。

また『通達』では、外国投資家自身による申請のほか、関連当局や業界協会、関連企業が安全審査を行う必要があると認める場合においても、商務部に対して通して合併・買収に係る安全審査を行うように発議することができる旨、規定しています。

商務部は外国投資家の申請受領後、安全審査の範疇に属する場合、5営業日以内に連席会議に審査を行うよう提起を行います。連席会議の審査は「一般性審査」と「特別審査」に分かれており、連席会議は商務部の提起を受けた後、まず「一般性審査」を実施します。関連当局の審議の結果、合併・買収取引が国家安全に影響を与えないと認められる場合、「特別審査」は行われず、連席会議は商務部に安全審査に係る意見書を提出します。

一方、合併・買収取引が国家安全に影響を及ぼすと認められる場合、連席会議は「特別審査」を行い、合併・買収取引に対する安全評価を実施します。安全評価に関する関連当局の意見が基本的に一致している場合、連席会議は審査意見書を商務部に提出します。逆に、安全評価に関する意見に重大な相違が存在する場合、連席会議は決定を國務院に委ねます。

『通達』の詳細につきましては以下にございます日本語訳（仮訳）、および9ページにございます中国語原文をご参照ください。なお、関連手続に関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報を入手次第、随時ご案内させていただきます。

国务院令

国令[2011]6号

『外国投資家による国内企業の合併・買収に係る安全審査制度確立についての通達』

各省・自治区・直轄市人民政府、国务院各部・委員会・各直属機関：

近年、経済のグローバル化の深い発展およびわが国の対外開放政策の更なる拡大に伴い、外国投資家が合併・買収の方式によって実施する投資が次第に増加し、わが国の外資利用の多様化を促進し、資源配置の最適化・技術進歩の推進・企業管理水準の向上等の面において積極的な役割を果たしてきた。外国投資家による国内企業の合併・買収の秩序ある発展を指導し、国家の安全を維持するため、国务院の採択を受け、ここに外国投資家による国内企業の合併・買収に係る安全審査（以下、「合併・買収に係る安全審査」という）制度に関する事項について、以下のように通知する。

1. 合併・買収に係る安全審査の範囲

- (1) 合併・買収に係る安全審査の範囲には以下が含まれる：外国投資家が軍事および軍事関連企業、重点・敏感軍事施設周辺企業、ならびに国防・安全に関係するその他の単位を合併・買収する場合。外国投資家が国内の国家安全に関係する重要農産品、重要エネルギーおよび資源、重要インフラ施設、重要運輸サービス、基幹技術、重大装備製造等の企業を合併・買収し、かつ実質的支配権が外国投資家により取得される可能性がある場合。
- (2) 外国投資家による国内企業の合併・買収には、以下の状況が含まれる。
 - ① 外国投資家による国内の非外商投資企業の持分を買収すること、もしくは国内の非外商投資企業の増資を引き受けることにより、当該国内企業を外商投資企業として変更・設立すること。
 - ② 外国投資家が国内の外商投資企業の中国側株主の持分を買収すること、もしくは国内の外商投資企業の増資を引き受けること。
 - ③ 外国投資家が外商投資企業を設立し、併せて当該外商投資企業を通して国内企業の資産を買収することに合意しかつ当該資産を運営すること、もしくは当該外商投資企業を通して国内企業の持分を買収すること。
 - ④ 外国投資家が直接国内企業の資産を買収し、かつ当該資産投資により外商投資企業を設立して当該資産を運営すること。

- (3) 外国投資家による実質的支配権の取得とは、外国投資家が合併・買収を通して国内企業の支配株主もしくは実質的支配者となることを指す。これには以下の状況が含まれる。
- ① 外国投資家およびその支配親会社、支配子会社が合併・買収後に保有する株式総額が50%以上になる場合。
 - ② 複数の外国投資家が合併・買収後に保有する株式総額の合計が50%以上になる場合。
 - ③ 外国投資家が合併・買収後に保有する株式総額は50%に満たないが、それが保有する株式によって享受する表決権が株主会もしくは株主総会、董事会の決議に対して重大な影響を与えるに足る場合。
 - ④ 国内企業の経営政策決定、財務、人事、技術等の実質的支配権が外国投資家に移動するその他の状況。

2. 合併・買収に係る安全審査の内容

- (1) 合併・買収取引が、国防に必要とする国内の製品生産能力、国内のサービス提供能力および関連設備・施設を含む国防・安全に与える影響。
- (2) 合併・買収取引が、国家経済の安定的運営に与える影響。
- (3) 合併・買収取引が、社会基本生活秩序に与える影響。
- (4) 合併・買収取引が、国の安全基幹技術の研究開発能力に与える影響。

3. 合併・買収に係る安全審査の業務体制

- (1) 外国投資家による国内企業の合併・買収に係る安全審査について部門間の連席会議(以下、「連席会議」という)制度を確立し、合併・買収に係る安全審査業務を具体的に引き受ける。
- (2) 連席会議は国务院の指導のもと、国家発展改革委員会、商務部が筆頭となり、外資の合併買収に関連する業界および領域に基づき、関連部門と共同して合併・買収に係る安全審査を実施する。
- (3) 連席会議の主要職責には以下が含まれる:外国投資家による国内企業の合併・買収が国家安全に与える影響の分析。外国投資家による国内企業の合併・買収に係る安全審査業務における重大な問題に対する研究、調整。安全審査を必要とする外国投資家による国内企業の合併・買収取引に対する安全審査を実施し、かつ決定すること。

4. 合併・買収に係る安全審査のプロセス

- (1) 外国投資家が国内企業を合併・買収する場合、本通達の規定に基づき、投資家は商務部に申請を提出しなければならない。安全審査の範疇に属する合併・買収取引について、商務部は5営業日以内に連席会議に対して審査を行うように提起しなければならない。
- (2) 外国投資家が国内企業を合併・買収する場合、国务院関連部門、全国性業界協会、同業企業および上下流企業が合併・買収に係る安全審査を行う必要があると認める場合、商務部を通して合併・買収に係る安全審査を行うように発議することができる。連席会議が確かに合併・買収に係る安全審査が必要であると認める場合、審査を行う決定を出すことができる。
- (3) 連席会議は商務部が安全審査を提起した合併・買収取引に対して、まず一般性審査を行い、一般性審査を通過することができなかった場合、特別審査を行う。合併・買収取引の当事者は連席会議による安全審査業務に協力し、安全審査に必要な資料、情報を提供し、関連する質問を受けなければならない。

一般性審査は書面による意見徴求方式を採用して実施する。連席会議は商務部が安全審査を提起した合併・買収取引に係る申請を受領した後、5営業日以内に、書面により関連部門の意見を徴求しなければならない。関連部門は書面による意見徴求状を受領した後、20営業日以内に意見書を提出しなければならない。関連部門すべてにおいて合併・買収取引が国家安全に影響を与えないと認める場合、特別審査を実施せず、連席会議がすべての意見書を受領してから5営業日以内に審査意見を提出し、かつ書面により商務部に通知しなければならない。

関連部門において合併・買収取引が国家安全に影響を及ぼすと認める場合、連席会議は意見書を受領してから5営業日以内に特別審査プロセスを開始しなければならない。特別審査プロセスを開始した後、連席会議は合併・買収取引に対する安全評価を組織し、かつ評価意見を考慮の上、合併・買収取引に対して審査を行い、意見が基本的に一致している場合、連席会議は審査意見を提出する。重大な相違が存在する場合、連席会議は国务院に報告して決定を要請する。連席会議は特別審査プロセス開始日から60営業日以内に特別審査を完了するか、もしくは国务院に報告して決定を要請する。審査意見は連席会議が書面で商務部に通知する。

- (4) 合併・買収に係る安全審査の過程において、申請者は商務部に対して取引計画の修正もしくは合併・買収取引の取消を申請することができる。
- (5) 合併・買収に係る安全審査意見は、商務部が書面で申請者に通知する。

- (6) 外国投資家による国内企業の合併・買収行為が国家安全に対してすでに重大な影響を及ぼしている場合、もしくは重大な影響を及ぼす可能性がある場合、連席会議は商務部に対して関連部門と共同して当事者の取引を停止するように要求するか、または関連する持分、資産の譲渡もしくはその他の有効な措置を採用して、当該合併・買収行為による国家安全に対する影響を取り除かなければならない。

5. その他の規定

- (1) 関連する部門および単位は全局的な観念を樹立し、責任意識を強化し、国家秘密および商業秘密を保持し、業務効率を向上させ、対外開放の拡大および外資利用水準の向上を図ると同時に、外資による合併・買収の健全な発展を推進し、国家安全を適切に維持しなければならない。
- (2) 外国投資家による国内企業の合併・買収が新規の固定資産投資に関係する場合、国の固定資産投資管理に係る規定に基づきプロジェクト認可手続を行う。
- (3) 外国投資家による国内企業の合併・買収が国有資産権の変更に係る場合、国の国有資産管理に係る規定に基づき手続を行う。
- (4) 外国投資家による国内金融機関の合併・買収に係る安全審査は別途規定する。
- (5) 香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区の投資家が合併・買収を行う場合、本通達の規定を参照して執行する。
- (6) 合併・買収に係る安全審査制度は本通達の公布日から30日後に実施する。

国务院弁公庁
2011年2月3日

【 みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部 仮訳 】

国务院办公厅

国办发[2011]6 号

《关于建立外国投资者并购境内企业安全审查制度的通知》

各省、自治区、直辖市人民政府，国务院各部委、各直属机构：

近年来，随着经济全球化的深入发展和我国对外开放的进一步扩大，外国投资者以并购方式进行的投资逐步增多，促进了我国利用外资方式多样化，在优化资源配置、推动技术进步、提高企业管理水平等方面发挥了积极作用。为引导外国投资者并购境内企业有序发展，维护国家安全，经国务院同意，现就建立外国投资者并购境内企业安全审查（以下简称并购安全审查）制度有关事项通知如下：

一、 并购安全审查范围

（一） 并购安全审查的范围为：外国投资者并购境内军工及军工配套企业，重点、敏感军事设施周边企业，以及关系国防安全的其他单位；外国投资者并购境内关系国家安全的重要农产品、重要能源和资源、重要基础设施、重要运输服务、关键技术、重大装备制造等企业，且实际控制权可能被外国投资者取得。

（二） 外国投资者并购境内企业，是指下列情形：

1. 外国投资者购买境内非外商投资企业的股权或认购境内非外商投资企业增资，使该境内企业变更设立为外商投资企业。
2. 外国投资者购买境内外商投资企业中方股东的股权，或认购境内外商投资企业增资。
3. 外国投资者设立外商投资企业，并通过该外商投资企业协议购买境内企业资产并且运营该资产，或通过该外商投资企业购买境内企业股权。
4. 外国投资者直接购买境内企业资产，并以该资产投资设立外商投资企业运营该资产。

（三） 外国投资者取得实际控制权，是指外国投资者通过并购成为境内企业的控股股东或实际控制人。包括下列情形：

1. 外国投资者及其控股母公司、控股子公司在并购后持有的股份总额在 50%以上。
2. 数个外国投资者在并购后持有的股份总额合计在 50%以上。

3. 外国投资者在并购后所持有的股份总额不足 50%，但依其持有的股份所享有的表决权已足以对股东会或股东大会、董事会的决议产生重大影响。
4. 其他导致境内企业的经营决策、财务、人事、技术等实际控制权转移给外国投资者的情形。

二. 并购安全审查内容

- (一) 并购交易对国防安全，包括对国防需要的国内产品生产能力、国内服务提供能力和有关设备设施的影响。
- (二) 并购交易对国家经济稳定运行的影响。
- (三) 并购交易对社会基本生活秩序的影响。
- (四) 并购交易对涉及国家安全关键技术研发能力的影响。

三. 并购安全审查工作机制

- (一) 建立外国投资者并购境内企业安全审查部际联席会议（以下简称联席会议）制度，具体承担并购安全审查工作。
- (二) 联席会议在国务院领导下，由发展改革委、商务部牵头，根据外资并购所涉及的行业和领域，会同相关部门开展并购安全审查。
- (三) 联席会议的主要职责是：分析外国投资者并购境内企业对国家安全的影响；研究、协调外国投资者并购境内企业安全审查工作中的重大问题；对需要进行安全审查的外国投资者并购境内企业交易进行安全审查并作出决定。

四. 并购安全审查程序

- (一) 外国投资者并购境内企业，应按照本通知规定，由投资者向商务部提出申请。对属于安全审查范围内的并购交易，商务部应在 5 个工作日内提请联席会议进行审查。

(二) 外国投资者并购境内企业，国务院有关部门、全国性行业协会、同业企业及上下游企业认为需要进行并购安全审查的，可以通过商务部提出进行并购安全审查的建议。联席会议认为确有必要进行并购安全审查的，可以决定进行审查。

(三) 联席会议对商务部提请安全审查的并购交易，首先进行一般性审查，对未能通过一般性审查的，进行特别审查。并购交易当事人应配合联席会议的安全审查工作，提供安全审查需要的材料、信息，接受有关询问。

一般性审查采取书面征求意见的方式进行。联席会议收到商务部提请安全审查的并购交易申请后，在 5 个工作日内，书面征求有关部门的意见。有关部门在收到书面征求意见函后，应在 20 个工作日内提出书面意见。如有关部门均认为并购交易不影响国家安全，则不再进行特别审查，由联席会议在收到全部书面意见后 5 个工作日内提出审查意见，并书面通知商务部。

如有部门认为并购交易可能对国家安全造成影响，联席会议应在收到书面意见后 5 个工作日内启动特别审查程序。启动特别审查程序后，联席会议组织对并购交易的安全评估，并结合评估意见对并购交易进行审查，意见基本一致的，由联席会议提出审查意见；存在重大分歧的，由联席会议报请国务院决定。联席会议自启动特别审查程序之日起 60 个工作日内完成特别审查，或报请国务院决定。审查意见由联席会议书面通知商务部。

(四) 在并购安全审查过程中，申请人可向商务部申请修改交易方案或撤销并购交易。

(五) 并购安全审查意见由商务部书面通知申请人。

(六) 外国投资者并购境内企业行为对国家安全已经造成或可能造成重大影响的，联席会议应要求商务部会同有关部门终止当事人的交易，或采取转让相关股权、资产或其他有效措施，消除该并购行为对国家安全的影响。

五. 其他规定

(一) 有关部门和单位要树立全局观念，增强责任意识，保守国家秘密和商业秘密，提高工作效率，在扩大对外开放和提高利用外资水平的同时，推动外资并购健康发展，切实维护国家安全。

(二) 外国投资者并购境内企业涉及新增固定资产投资，按国家固定资产投资管理规定办理项目核准。

- (三) 外国投资者并购境内企业涉及国有产权变更的，按国家国有资产管理的有关规定办理。
- (四) 外国投资者并购境内金融机构的安全审查另行规定。
- (五) 香港特别行政区、澳门特别行政区、台湾地区的投资者进行并购，参照本通知的规定执行。
- (六) 并购安全审查制度自本通知发布之日起 30 日后实施。

国务院办公厅

二〇一一年二月三日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。